

## 第 8 章（エネルギー政策）の重要用語

### ①温室効果ガス（GHG：greenhouse gas）

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、人工物質であるハロカーボン類などを指す。大気中のこれらの温室効果ガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるとされている。産業革命期以降つづいている温室効果ガス排出量の増大は、地球規模の気候変動を招き、様々な問題が発生するとして懸念されている。

### ②キャップ&トレード（制）（Cap and Trade）

政府が GHG の総排出量を設定し、これをもとに各事業者には GHG 排出量の上限を割り当て、あわせて上限内で更に排出量削減を達成した事業者についてはその量の貯蓄あるいは売却を認め、他方で上限超過事業者にはそれらの購入で対応させる制度のこと。GHG 排出量の削減に有効な制度とされている。

### ③エネルギー安全保障（energy security）

国家が経済と社会を維持する上で不可欠な、エネルギー安定供給を確保する制度や仕組みのこと。21 世紀に入って原油などのエネルギー価格は上昇傾向にあるため、エネルギーを大量に輸入する国においては、近年とりわけ重要な課題となっている。

### ④バイオマス（biomass）

バイオマスとは、化石資源以外の生物起源有機物を指す。そのうち、サトウキビ、木材、海藻、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどが再生可能エネルギーとして利用可能である。燃焼時に発生する二酸化炭素は、かつて生物が光合成により取り込んだものであるため、結果的に大気中の二酸化炭素増加を回避しうる。

### ⑤シェールガス（shale gas）

地下のシェール層から採取される天然ガスのこと。莫大な埋蔵量が世界各地で確認されている。21 世紀になってアメリカにおいて採取技術の改善が急速にすすみ、生産コストも大幅に低下して商業ベースでの生産が可能となった。21 世紀にはいってエネルギー価格が上昇する中で大きな期待を集めつつある。

### ⑥石油輸出国機構（OPEC：Organization of the Petroleum Exporting Countries）

欧米メジャーズによる一方的な中東産原油価格の引き下げが行われる中で、共同行動を取ってその価格支配に対抗することを目指し、1960 年に中東産油国を中心に設立された組織。以来、加盟国の原油生産量の調整を通して世界の原油価格に多大な影響力を発揮してきた。2011 年 12 月現在の加盟国は 12 カ国。

### ⑦EPCA：Energy Policy and Conservation Act of 1975（エネルギー政策および保全法）

企業別平均燃費（CAFE）の導入を命じ、さらに戦略石油備蓄の開始を認可するなどした法律。アメリカの石油輸入依存度が上昇し、さらには第一次石油危機が発生するなかで

1975年に成立した。

⑧企業別平均燃費（CAFE：Corporate Average Fuel Economy）

アメリカ合衆国において自動車メーカーや輸入業者が取り扱う自動車の平均燃費の達成目標値を定めたもの。第一次石油危機後の1975年、エネルギー政策および保全法（EPCA）に盛り込まれた。同国内における自動車の燃費性能向上に重要な役割を果たしてきている。

⑨イラン革命（Iranian Revolution）

イラン国内の近代化を推進してきたパーレビ王朝が崩壊した1979年の革命。宗教指導者ホメイニ師を精神的指導者としていた。これにより同国におけるイスラム原理主義的国家体制の確立が決定的となった。

⑩気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）

人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。関連する科学的知見の評価、環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策、について検討を進めている。

⑪京都議定書（Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change）

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択されたGHG排出量削減に関わる取り決め。2005年2月発効。先進国のGHG排出量について、法的拘束力のある数値目標を各国毎に設定したもの。あわせて国際的協調、目標達成に向けた仕組み（排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施など）も導入した。しかし途上国に対しては数値目標などを課さなかった。この点は、先進国の議定書批准時の障害となりかねないものであった。

⑫ネオ・コンサーバティブ（neoconservative：新保守主義）

1970年代の後半に左翼（リベラル）思想が疑問視される中で出てきた思想・政治的傾向。その論者にはリベラル派から保守派へ転向した例が多いとされる。彼らは自由主義や民主主義の世界的拡大を強力に志向しており、ジョージ・W・ブッシュ政権（2001～2009年）がイラク戦争を推進する際に大きな影響力を発揮した。

⑬EISA：Energy Independence and Security Act of 2007（2007年エネルギー自給・安全保障法）

2007年に成立した同法は、エネルギー効率の改善と再生可能エネルギーの有効活用を目指す多数の条項から構成されている。具体的には、CAFE基準の引き上げ、照明器具や各種家電製品のエネルギー効率基準の設定、石油とガスの租税奨励措置の廃止、再生可能燃料の使用義務量の設定、などである。

#### ⑭再生可能エネルギー（renewable energy）

地球の自然環境において何度でも発生し、リサイクル可能か、または無限に供給可能なエネルギーのこと。太陽光、太陽熱、風力、地熱などの自然エネルギー、バイオマスエネルギー、さらには温度差発電などもこれに該当する。化石燃料と比べて資源量の制約がなく、二酸化炭素排出量も無視しうる。課題としては、比較的高コストである点が挙げられる。

#### ⑮再生可能燃料基準（RPS：Renewable Portfolio Standards）

2005年のエネルギー政策法に基づき、将来のバイオエタノールを含む再生可能燃料の利用義務量を定め、あわせてアメリカ国内販売のガソリンに対して一定割合の再生可能燃料の混合を義務付けたが、その際達成すべき基準。2007年制定のEISAはこの基準を強化した。

#### ⑯2009年景気回復・再投資法（ARRA：American Recovery and Reinvestment Act of 2009）

同法はアメリカ史上最大の景気対策法で、2008年秋からの急速な景気後退をある程度下支えする役割を果たしたが、失業問題を好転させるには不十分であったとされている。他方で多額の財政支出を伴うものであった。そのため、連邦財政赤字拡大また増税を招くと批判され、連邦財政支出の削減を目指す、いわゆるティーパーティ運動が盛り上がる一因ともなった。